

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例に規定する
「市長が認める方法」について

令和2年4月1日

秋田市建築指導課

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例（平成25年秋田市条例第24号。以下「条例」という。）第2条および第3条に規定する「市長が認める方法」は次のとおりとする。

条例第2条第3号および第4号ならびに第3条第3号および第4号に規定する市長が定める方法は、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第2-2に掲げる基準（低炭素化の基準告示Iの第2-2(2)ロの適用があるものに限る。）による場合とする。